

高齢者のための福祉

生活支援サービスの実施

介護保険制度の要介護認定の結果「非該当」と認定された方や年齢・疾病状況により介護保険の認定基準に合わない方のうち、在宅生活で援助が必要な方を対象に次の事業を行います。

生活支援デイサービス
実施内容 生活指導、健康チェック、入浴サービス、給食サービスなど

箱根町ケアセンター（箱根老人ホーム内）
利用料 世帯の所得状況などに応じて1回あたり無料から560円

生活支援
利用回数 月2回程度

ホームヘルプサービス
実施内容 調理、衣類などの洗濯、掃除、買い物など
利用料 世帯の所得状況などに応じて1回あたり無料から290円

生活支援短期入所
実施施設 特別養護老人ホーム（箱根老人ホーム、陽光の園）
利用料 世帯の所得状況など

応じて1日あたり無料から2740円
利用回数 年7日以内
サービス利用の登録と健康診断料の補助

生活支援サービスを受ける際には、事前に医師の診断書が必要となりますが、対象となる方の負担を軽くするため健康診断書作成に要した費用の一部を補助します。

補助金額 一通につき1万5千円以内
必要書類 交付申請書、支払額が証明できる書類、口座振替依頼書

詳しいことは、お問い合わせください。（担当は、長寿介護課）

在宅介護支援センターを運営

在宅介護支援センターでは、24時間体制で、在宅で生活する高齢者の介護などに関する総合的な相談を受け付けます。相談内容に応じて適切な対応をとり、ねたきりなど的高齢者の生活を支援します。

利用料 無料 利用を希望される方は、直接センター（☎6・1088）へご連絡ください。

日常生活用具を給付

（担当は、長寿介護課）
65歳以上のねたきりの方の日常生活の利便を図るため、介護保険対象外品目の火災警報器、自動消火器、電磁調理器を給付します。

費用 所得に応じて異なります。（担当は、長寿介護課）

介護保険サービスの利用者負担の助成

介護保険の要介護または要支援の認定を受けた方が利用する居宅介護サービスや施設介護サービス（食費を除く）と福祉用具購入・住宅改修に要した利用者負担の一部を助成します。

対象者 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など
助成内容 利用者負担の1/2（ただし、居宅サービス費と施設サービス費にあっては高額サービス費算定基準額の1/2を限度とします。）（担当は、長寿介護課）

訪問介護利用者の負担額を軽減

介護保険法の施行時にすでにホームヘルプサービスを利用していただいていた方が、訪問介護サービスを利用する際の利用者負担額を軽減します。

対象者 生計中心者が所得税非課税の世帯に属する方で、介護保険法の施行前1年の間に高齢者または障害者の施策によるホームヘルプサービスを利用していただくと、特定疾病により要介護認定を受けた40～64歳の方
軽減内容 通常10%の利用者負担が3%となります。なお、7月からは、6%となります。（担当は、長寿介護課）

社会福祉法人利用者負担額の軽減

減免を実施する社会福祉法人から受ける介護サービスの利用者負担額が軽減されます。

対象者 住民税非課税で高齢福祉年金を受給している方など
軽減内容 訪問介護・通所介護・短期入所・特別養護老人ホーム入所に係る利用者負担が1/2となります。（担当は、長寿介護課）

通院費を補助

所得税非課税世帯の60歳以上の方が、バスを利用して通院した場合、利用料金の1/2を補助します。

補助回数 月4回以内
補助範囲 小田原駅、御殿場駅、沼津駅までの範囲
対象となる方には町から通知します。（担当は、長寿介護課）

養護老人ホームの入所

経済的理由、心身、家族の状況により、在宅で生活することができない方に、養護老人ホームへの入所手続きを行います。（担当は、長寿介護課）

配食サービスを実施

虚弱などの理由により、調理することが困難な方の食生活を支援するため、献立内容に配慮したお弁当（昼食）をお届けします。

対象者 65歳以上の単身の高齢者や高齢者のみの世帯の方など
利用料 1食につき200円
利用回数 週2回以内
（担当は、長寿介護課）

家族介護慰労金を支給

在宅で重度の介護を要する高齢の方などを介護している家族の方に、慰労金を支給します。

対象者 要介護4または5の認定を受け、住民税非課税世帯の高齢者（特定疾病により要介護認定を受けた40～64歳の方を含む）で過去1年間、介護保険のサービス（年間、1週間程度の短期入所の利用を除く）を受けなかった方を在宅で介護している家族の方
支給額 10万円（年額）
（担当は、長寿介護課）

ヘルパー資格取得を応援

在宅で介護が必要な状態となっている高齢者等の家族の方などが、ヘルパー資格を取得する際の費用の一部を補助します。

対象者 現在、在宅で介護している方や、以前に介護していた経験のある方
対象講座 2級・3級ヘルパー研修
対象経費 受講料
補助金額 一件あたり3万円を上限とします。（担当は、長寿介護課）

白内障手術による矯正眼鏡料などの助成

人工水晶体の挿入を伴わない白内障手術によって必要となる矯正眼鏡またはコンタクトレンズを購入した場合、その費用の一部を補助します。

対象者 65歳以上の方
助成限度額
矯正眼鏡 3万5千円
コンタクトレンズ 2万3千円（一眼）
（担当は、長寿介護課）

緊急通報用電話機を貸与

65歳以上の方だけの世帯などで、慢性疾患などにより日常生活に注意を要する方に対して、

はり・きゅう・マッサージサービス券を交付

緊急時の不安を解消するため、緊急用の電話機を無料で貸し出します。

対象者 65歳以上の単身の高齢者、もしくは高齢者のみの世帯で、日常生活に注意を要する方または、特に必要と認められる方
（担当は、長寿介護課）

健康増進のため、70歳以上の方には、はり・きゅう・マッサージサービス券を交付します。

交付枚数 年間一人3枚
自己負担（1枚につき）
●治療院………600円
●医療機関………医療機関により異なります。
町負担（1枚につき）
2400円を補助します。
治療院・医療機関
●町が委託した治療院
●仙石原永井医院
（担当は、長寿介護課）

家族介護教室

介護方法や介護予防、介護者の健康づくりなどについての知識・技術を習得していただくための教室を開催します。

対象者 高齢者を介護しているご家族

家族介護用品を支給

在宅で重度の介護を要する高齢の方などを介護している家族の方に、介護用品（紙おむつ）を支給します。

対象者 要介護4または5の認定を受けている住民税非課税世帯の高齢者（特定疾病により要介護認定を受けた40～64歳の方を含む）を、在宅で介護している家族の方
支給する紙おむつの種類
申請時にいずれか1種類を選択していただきます。
① テープ止めタイプ
② パンツタイプ
③ 尿とりパッド
④ テープ止めタイプと尿とりパッドのセット
各S・M・Lサイズ
（担当は、長寿介護課）

敬老行事を開催

本年も次の敬老行事を実施いたします。

●老人福祉功労者の表彰

赤十字社員増強月間

5月は、赤十字社員増強月間です。赤十字は、人道・博愛・平和を目標に、世界の国々と手を結び、人類の幸せと世界平和のために、活動を続けている奉仕団体です。

この活動の経費は、ほとんどが赤十字社員の方に納めていただく社資によってまかなわれています。

一人でも多くの方にこの活動を理解していただき、赤十字社員として加入してくださいようお願いします。

（担当は、健康福祉課）

災害(傷害)見舞金を支給

町内で風水害・地震・火災などの災害にあわれた方、公的行事などに参加した時に傷害を受けた方に見舞金を支給します。

なお、被害の状況・傷害の程度などにより見舞金額が異なります。

（担当は、健康福祉課）